

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】 3

◇ 告 示

- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 4
- 港湾法の規定による公募占用計画の変更の認定【港湾空港局エネルギー産業拠点化推進室エネルギー産業拠点化推進課】 5

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定（2件）【技術監理局契約部契約課】 8
- 業務委託契約に係る一般競争入札の公告【デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課】 10

◇ 市議会規程

- 北九州市議会事務局規程の一部を改正する規程【市議会事務局総務課】 13

◇ 訂 正

- 第5304号の訂正【総務局総務部文書館】 14

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則

梅本和秀副市長の退任に伴い、次のとおり副市長の事務分担及び市長の職務を代理する順序を改めることにしました。

(1) 副市長の事務分担は、次のとおりです。

ア 稲原 浩副市長

(ア) 会計室、危機管理室、デジタル市役所推進室、秘書室、広報室、企画調整局、総務局、財政局、市民文化スポーツ局、保健福祉局、子ども家庭局及び消防局に属する事務

イ 西田幸生副市長

(ア) 技術監理局、環境局、産業経済局、建設局、建築都市局、港湾空港局、上下水道局、交通局及び公営競技局に属する事務

(イ) 地方自治法第180条の2の規定に基づき、他の執行機関の職員に補助執行させている職務

(ウ) 公共施設マネジメントに関する事務

(2) 市長の職務を代理する順序は、次のとおりです。

第一順位 稲原 浩副市長

第二順位 西田幸生副市長

この規則は、令和5年3月1日から施行することにしました。

北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第2号

北九州市副市長事務分担規則及び北九州市長代理順序規則の一部を改正する規則

(北九州市副市長事務分担規則の一部改正)

第1条 北九州市副市長事務分担規則(昭和42年北九州市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条 梅本和秀副市長の項を削り、同条 稲原 浩副市長の項第1号中「危機管理室」の次に「、デジタル市役所推進室」を、「広報室」の次に「、企画調整局、総務局」を、「財政局」の次に「、市民文化スポーツ局」を加え、「、消防局及び交通局」を「及び消防局」に改め、同項第2号を削り、同条 西田幸生副市長の項第1号中「技術監理局」の次に「、環境局、産業経済局」を加え、「及び上下水道局」を「、上下水道局、交通局及び公営競技局」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、他の執行機関の職員に補助執行させている職務

第3条第1項中「3副市長」を「両副市長」に改める。

(北九州市長代理順序規則の一部改正)

第2条 北九州市長代理順序規則(昭和42年北九州市規則第31号)の一部を次のように改正する。

第1条中「梅本和秀」を「稲原 浩」に、「稲原 浩」を「西田幸生」に改め、「第三順位 副市長 西田幸生」を削る。

付 則

この規則は、令和5年3月1日から施行する。

北九州市告示第50号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月3日

北九州市長 武内和久

訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ナースケア北九州	北九州市戸畑区境川二丁目14番 31号	令和5年3 月1日

北九州市告示第51号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の7第2項の規定により公募
占用計画の変更の認定をしたので、同条第3項において準用する同法第37条
の6第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月3日

北九州市長 武内和久

1 変更の認定をした日

令和5年3月1日

2 認定の有効期間

平成29年3月3日から令和29年3月2日まで

3 指定した港湾区域内水域等の区域

次の各地点のうち①-1の地点から①-5の地点までを順次に結んだ線及
び①-1の地点と①-5の地点を結んだ線により囲まれた区域、②-1の地
点から②-16の地点までを順次に結んだ線及び②-1の地点と②-16の
地点を結んだ線により囲まれた区域、③-1の地点から③-6の地点までを
順次に結んだ線及び③-1の地点と③-6を結んだ線により囲まれた区域（
藍島漁港区域（寄の浦西側突堤基部を中心として半径2,000メートルの
範囲）及び白洲灯台周辺の岩礁から離隔距離300メートルの範囲を除く。
）並びに④-1の地点から④-4の地点までを順次に結んだ線及び④-1の
地点と④-4の地点を結んだ線により囲まれた区域（別図のとおり）

①-1の地点 北緯33度59分45秒東経130度41分54秒

①-2の地点 北緯33度58分15秒東経130度41分57秒

①-3の地点 北緯33度58分12秒東経130度45分52秒

①-4の地点 北緯33度58分33秒東経130度45分50秒

①-5の地点 北緯33度59分45秒東経130度44分03秒

②-1の地点 北緯33度57分15秒東経130度42分00秒

②-2の地点 北緯33度56分35秒東経130度42分01秒

②-3の地点 北緯33度56分36秒東経130度43分44秒

②-4の地点 北緯33度56分32秒東経130度43分56秒

②-5の地点 北緯33度56分32秒東経130度44分59秒

②-6の地点 北緯33度56分52秒東経130度44分59秒

②-7の地点 北緯33度56分55秒東経130度45分20秒

②-8の地点 北緯33度56分59秒東経130度45分20秒

②-9の地点 北緯33度57分03秒東経130度45分26秒

②-10の地点 北緯33度57分14秒東経130度45分26秒

②－11の地点	北緯33度57分24秒東経130度45分48秒
②－12の地点	北緯33度57分23秒東経130度44分49秒
②－13の地点	北緯33度57分17秒東経130度44分49秒
②－14の地点	北緯33度57分17秒東経130度44分39秒
②－15の地点	北緯33度57分23秒東経130度44分39秒
②－16の地点	北緯33度57分21秒東経130度43分17秒
③－1の地点	北緯34度00分16秒東経130度46分31秒
③－2の地点	北緯33度58分42秒東経130度46分38秒
③－3の地点	北緯33度58分10秒東経130度48分29秒
③－4の地点	北緯33度58分09秒東経130度49分19秒
③－5の地点	北緯33度58分49秒東経130度48分23秒
③－6の地点	北緯33度59分34秒東経130度47分24秒
④－1の地点	北緯33度57分25秒東経130度46分43秒
④－2の地点	北緯33度57分19秒東経130度47分10秒
④－3の地点	北緯33度57分19秒東経130度49分02秒
④－4の地点	北緯33度57分26秒東経130度49分19秒

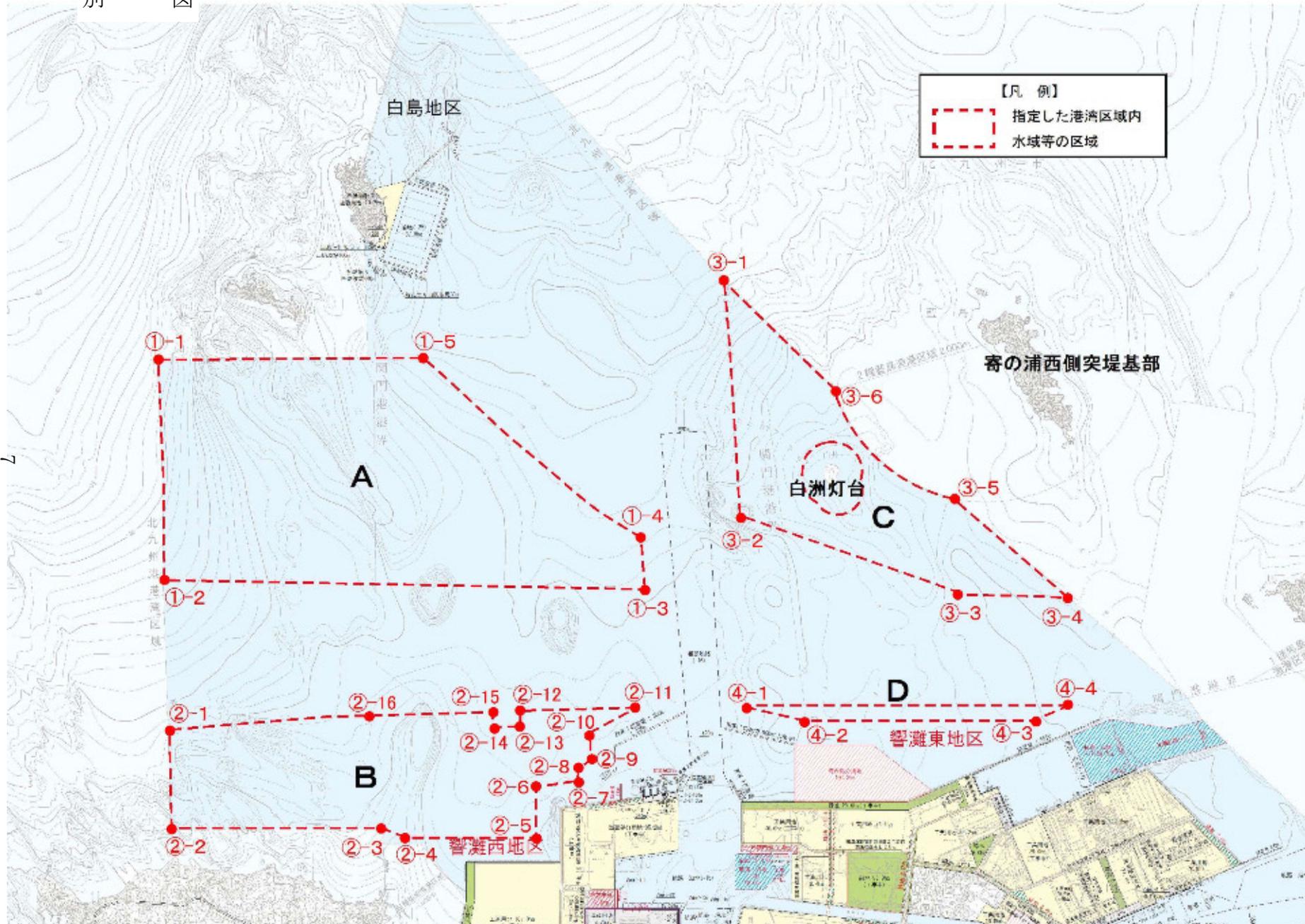
4 占用の期間

令和5年5月1日から令和29年3月2日まで

5 変更の内容

事業計画の見直しに係る風車の配置計画、施工計画等の変更

別 図



北九州市公告第145号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年3月3日

北九州市長 武内和久

- 1 物品等の名称及び予定数量
白灯油（3月分） 26キロリットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年2月16日
- 4 落札者の名称及び住所
ニチュ産業株式会社
北九州市若松区藤ノ木二丁目6番36号
- 5 落札金額
1キロリットル当たりの金額8万290円に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和5年1月20日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第146号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年3月3日

北九州市長 武内和久

- 1 物品等の名称及び予定数量
軽油（軽油引取税免税・3月分） 3万1,900リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年2月16日
- 4 落札者の名称及び住所
日吉化学工業株式会社
北九州市若松区藤ノ木三丁目2番39号
- 5 落札金額
1リットル当たりの金額143.9円に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和5年1月20日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第147号

一般競争入札により、業務委託契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年3月3日

北九州市長 武内和久

1 委託内容

- (1) 業務名 令和5年度北九州市デジラボヘルプデスク運用業務
- (2) 業務の内容等 入札仕様書で定めるとおり
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から同年6月30日まで
- (4) 履行場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課

(5) 入札方法

ア 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

イ 郵送による入札を認める。

ウ 開札の結果、予定価格の制限範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。

エ 入札執行回数は、2回を限度とする。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (3) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び期間
- ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課
- イ 期間 この公告の日から令和5年3月14日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 入札関係資料の交付方法 この公告の日から電子メールにより無償で交付する。交付を希望する場合は、前号イの期間に北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課に連絡すること。
- (3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。
- (4) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便で令和5年3月14日午後5時までに必着のこと。
なお、郵送以外による入札書の事前提出は認めない。
- (5) 入札及び開札の場所及び日時
- ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号
小倉北区役所庁舎西棟3階304会議室
- イ 日時 令和5年3月15日午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 入札金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 入札の中止 特別の事情がある場合は、入札を中止し、又は延期することがある。この場合において、入札者及び入札に加わろうとする者が損失を受けても、北九州市は、補償の責めを負わない。
- (5) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められ

た予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し、又は解除することができるものとする。

(8) 契約に係る費用は、全て落札者の負担とする。

(9) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-3007

北九州市議会規程第1号

北九州市議会事務局規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月3日

北九州市議会議長 鷹木 研一郎

北九州市議会事務局規程の一部を改正する規程

北九州市議会事務局規程（昭和44年北九州市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第5号を次のように改める。

- (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の職の設定（重要なものに限る。）に関する事。

第8条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の公務傷病の」を「会計年度任用職員の北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年北九州市条例第50号）第3条第2項の規定による」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 地方公務員法第22条の3第1項その他の法令の規定により臨時的に任用された職員の任用配置及び退職に関する事。

第10条総務課長専決事項の項第1号中「臨時的任用職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）の公務傷病補償費」を「会計年度任用職員の北九州市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第6条各号に掲げる補償」に改める。

付 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

正誤表

年	号	頁	訂正箇所	正	誤
令和5年	5304	4	上から28行目	71	168
				45	108
				11	38
				10	17
			上から30行目	197	294
				89	152
				64	91
				32	39